

令和6年 多賀町議会9月第3回定例会会議録

令和6年9月3日（火） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻君	6番	川岸	真喜君
2番	一之瀬	浩治君	7番	富永	勉君
3番	大谷	重温君	8番	山口	久男君
4番	近藤	勇君	9番	神細工	宗宏君
5番	木下	茂樹君	10番	菅森	照雄君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者の職氏名

町長	久保久良君	産業環境課長	野村博君
教育長	山中健一君	地域整備課長	飯尾俊一君
会計管理者	岡田伊久人君	学校教育課長	伊東瑞江君
企画課長	藤本一之君	教育総務課長	谷川嘉崇君
総務課長	本多正浩君	生涯学習課長	竹田幸司君
税務住民課長	小菅俊二君	監査委員	寺西久和君
福祉保健課長	林優子君		

◎議会事務局

事務局長	大岡まゆみ	書記	渡邊美和
------	-------	----	------

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定（9月3日～27日 25日間）
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	総務常任委員長報告
日程第6	産業建設常任委員長報告
日程第7	諮問第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8	諮問第57号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	諮問第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10	同意第59号	多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	報告第60号	令和5年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について
日程第12	議案第61号	多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第62号	多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第63号	令和6年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について
日程第15	議案第64号	令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第16	議案第65号	令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第17	議案第66号	令和6年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第18	議案第67号	令和6年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第19	認定第68号	令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第69号	令和5年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第70号	令和5年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第71号	令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第72号	令和5年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第73号	令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第74号	令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第75号	令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第76号	令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第28 | 認定第77号 | 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第29 | 認定第78号 | 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について  |
| 日程第30 | 認定第79号 | 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について          |

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年9月第3回多賀町議会定例会を開会いたします。

---

○議長(菅森照雄君) 本定例会に町長より提出されました案件は、諮問3件、同意案1件、報告案1件、議案7件、認定12件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

---

(開議 午前 9時31分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

5番 木下茂樹議員                      6番 川岸真喜議員  
を指名いたします。

---

○議長(菅森照雄君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月27日開催の議会運営委員会において、本日9月3日から27日までの25日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から27日までの25日間に決定しました。

---

○議長(菅森照雄君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の4点について報告いたします。

第1点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情3件を受理しました。

第2点目は、5月、6月、7月、8月に実施された出納検査、定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。

第3点目は、8月に実施された基金運用審査、決算審査、健全化判断比率等審査の結果については、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。

第4点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和6年9月第3回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、8月30日より31日にかけて、台風10号の襲来に備え、職員全員が警戒に当たりました。平成25年9月の台風18号に匹敵するほどの台風との情報もあり、大変な危機感を持って臨みました。大きな被害もなく安堵しているところではありますが、今後ともあらゆる災害への備えを万全にするとともに、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

また、8月8日には、気象庁は宮崎県日向灘を震源とする宮崎での地震を受け、南海トラフ地震が発生する可能性が平常時より高まっているとして南海トラフ地震臨時情報を発表し、大規模地震への備えを呼びかけました。多賀町におきましても、警戒体制を取るとともに、住民の皆様に変更して地震への備えについて注意喚起をさせていただいたところであります。

そして、8月6日、鹿児島県日置市との兄弟都市盟約締結40周年記念式典を行いました。議員の皆様におかれましては、ご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。今後も、日置市と多賀町がさらに絆を深め、青少年の育成をはじめ、教育、文化、産業、災害援助などあらゆる分野において親睦、交流を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました議案は、令和5年度一般会計および特別会計決算の認定をはじめ、合わせて24議案でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重審議いただき、適切なご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出をいたしました議案のうち、令和5年度一般会計決算の概要および施策の実施状況ならびに最近の行政について、ご報告申し上げます。

決算についてであります。後ほど会計管理者より説明をさせていただきますので、概要のみ申し上げます。

一般会計決算の歳入決算額は65億1,528万円、歳入決算額は61億9,572万円となり、歳入歳出差引額3億1,956万円となりました。このうち、繰越事業に充当する財源4,839万円を除いた実質収支額は2億7,117万円となりました。令和5年度におきましても、歳入歳出とも多賀町として過去最大の決算額となったところがあります。なお、令和5年度の町税の決算額は18億930万円となり、歳入全体の2

7.8%を占め、前年度と比較しますと1,295万円、0.7%の増収となりました。町税全体の収納率は99.16%、現年課税分につきましては99.59%となり、前年度並みの高い収納率を維持することができ、町民の皆様や企業の皆様の高い納税意識に感謝を申し上げるところであります。

次に、令和5年度実施をいたしました主な事業であります。

工事関係では、多賀スマートインターチェンジ上り線や急傾斜地崩壊対策事業等、町の活性化や安全なまちづくりに向けた整備を進めたほか、久徳うぐいすこども園や結いの森公園、多賀小学校の児童数の増加に伴う改修など、子育て世帯のニーズに合わせた環境づくり、教育環境の整備を着実に進めました。

また、新型コロナワクチン接種事業を継続して実施したほか、住民税非課税世帯等への物価高騰対策支援給付金事業など、国の動向を見ながら、住民の命を守り、暮らしを支える事業について着実に実施しました。

このように、令和5年度におきましては、コロナ後の様々な社会や生活様式の変化に対応しながら、第6次多賀町総合計画に掲げる「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」の達成に向け、幅広い分野で事業を展開してまいりました。引き続き、健全な財政運営と将来を見据えた施策展開の両輪で行政運営を進めてまいります。

続きまして、最近の取組について、ご報告申し上げます。

企画課所管では、結いの森公園が7月27日に開園しました。当日は、有志の皆さんによるバルーンアーチの装飾を実施していただき、開園とともに多くの来園者でにぎわいました。前日の26日は、プレオープンイベントとして、町内の3園から年長クラスの園児を招き、遊具等を体験していただき大変好評でありました。公園整備にご理解とご協力を頂きました関係者の皆様には感謝を申し上げる次第であります。今後、子どもたちだけでなく、多くの町民の皆様楽しんでもらえる公園になればと思っております。

次に、税務住民課所管であります。定額減税補足給付金、調整給付金につきましては、対象となる方へ8月中旬に支給確認書を送付いたしました。対象者からの申請期限を10月末とし、申請受付後、速やかに調整給付金の支給を行ってまいります。

次に、福祉保健課所管では、7月1日、第74回社会を明るくする運動、内閣総理大臣メッセージの伝達を受けました。今年5月、大津市におきまして保護司さんが自宅で亡くなるという大変痛ましい事件が発生しました。改めて保護司の方々をはじめ、更生保護団体の皆様には、その活動に感謝するとともに、敬意を表する次第であります。多賀町といたしまして、非行や犯罪のない明るい町の実現に向け、地域一丸となって取り組んでまいります。

次に、高齢者の健康づくりであります。今年度からはつらつシニアプランとして新たな取組を始めました。その大きな柱として、75歳に到達された方を対象にはつらつシニアキックオフ講座を2か月ごとに開催しております。この先5年、10年後も元気で暮らしていただくため、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業として、今後、取

組を強化してまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、主に65歳以上の方を対象とした定期接種となりました。今年度からはほかの定期接種と同様、医療機関での個別接種となります。混乱なく安全に実施できるよう、準備を進めているところであります。

産業環境課所管では、農業関係では、令和3年度から特産化に向けて取り組んでおりますシャインマスカットが今年も色鮮やかに実り、8月に開催されましたJA東びわこ多賀支店での青空市に初出荷されました。数量としては53房でありましたが、近隣の店舗と同等の価格であっても完売となりました。取組はまだまだ始まりの段階ではありますが、生産者の皆様や関係機関のお力添えを頂き、多賀町の新たな特産物として定着できるよう、今後も支援を進めてまいります。

また、ブランド化推進米にこまるをはじめとする多賀産米につきましては、転入世帯への贈答や各種イベントでの販売を通じ、さらなる販売促進につながるよう取組を進めてまいります。

商工観光では、多賀ふるさと楽市を10月19日、ライトアップ事業は11月2日から30日までの間、開催する予定であります。現在、各実行委員会で協議を重ねておりますが、単なるイベントの消化ではなく、多賀町全体を考え、多賀の地域資源を結び、店舗がつながる仕組みづくりをとの意見を頂いております。今後も地域の皆様と一体となって地域の活性化につながる取組を進めてまいります。

地域整備課所管では、7月26日、多賀町通学路安全推進会議を開催し、町内の通学路における危険箇所の把握や対応等を協議いたしました。今後、通学路の安全確保のため、現地での調査、点検を実施し、危険箇所の解消および安全対策に努めてまいります。あわせて、町道路線の維持管理、修繕につきましても適時適切に実施してまいります。

下水道事業では、令和4年度から継続して施工しておりました中川原地区の雨水排水整備工事が今年度完了する予定となっております。昨今のゲリラ豪雨等により水路の氾濫等が危惧される中、その解消につながるものと考えております。

最後に、教育委員会所管であります。まず、学校教育課所管では、8月1日、多賀町子ども議会を開催いたしました。未来を担う子ども議員10名と多賀町の取組について、活発、有意義な質疑を行うことができました。8月2日には、多賀町の全ての教職員が集まり、特別支援教育、人権教育に関わる研修を実施いたしました。人権の視点を取り入れた授業づくりや保育について適切な指導方法を学び、今後の教育活動に活かしてまいります。

教育総務課所管では、放課後児童クラブにおきまして、夏休み期間中、214人と多くの児童にご利用いただきました。子どもたちは、クラブ主催の夏祭りや地域ボランティアの方々との交流イベントなど、夏休みならではの活動を通じて成長し、充実した毎日を過ごしていただいたと考えております。

また、多賀小学校南校舎普通教室増築工事につきましては、7月初めから仮設工事に

着手し、中庭の地下タンクの解体撤去を終え、現在、基礎工事を進めているところであります。今後も建築工事、外構工事と順次、整備をしていく予定であります。引き続き、児童および保護者等の安全を確保し、事業を進めてまいります。

最後に、生涯学習課所管であります。まず、図書館では、6月から7月にかけて、多賀中学校のロボットプログラミング学習に合わせた図書の展示を中学校とともにを行い、司書が中学校に出向いて展示本の紹介を行う機会を設けました。

また、8月20日、21日には、子どもたちを対象に夏の図書館フェスティバルを開催しました。今後も学校、園と連携を深めながら、図書館を身近で楽しい場所と思ってもらえるような活動を積極的に取り組んでまいります。

次に、博物館では夏休みの小中学生の自由研究のサポートを通じ、子どもたちが自然、歴史、文化、科学などに関心を深め、自発的に探究する取組を推進しました。また、7月20日から9月1日までは企画展「山村とつながるひと」を開催しました。主に芹谷地域や脇ヶ畑地域の自然と人々の暮らしを撮影した写真と生活用具などを紹介したもので、多くの方にご覧いただきました。文化財関係では、7月20日に史跡敏満寺石仏谷墓跡の特別公開を行いました。今後も様々なテーマで展示会や講座、観察会などの事業を開催し、より多くの方々に興味、関心を持っていただけるよう取り組んでまいります。

以上、9月議会定例会の開会に当たり、令和5年度決算の概要と行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案をさせていただきました議案の内容につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） これで行政報告を終わります。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

4番、近藤勇総務常任委員長。

〔総務常任委員長 近藤勇君 登壇〕

○総務常任委員長（近藤勇君） 閉会中における総務常任委員会の調査結果について報告をさせていただきます。閉会中における総務常任委員会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

7月18日午前9時より、委員5名のうち1名は欠席でございましたけれども、4名と、執行者側より町長、福祉保健課長、同課長補佐ならびに係長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

今回の調査では、福祉保健課所管の事務調査として、1点目、はつらつシニアプランについて、2点目、保健事業について、3点目、社会福祉事業について、4点目、児童

福祉事業について説明を求め、質疑応答を行いました。

最初に、はつらつシニアプランとは、第9期高齢者福祉計画および介護保険計画のことで、本町においては元気な高齢者、はつらつシニアを増やす介護予防の取組が重要との考えから、3年に1回の見直し時、令和6年度から8年度の間でございますけれども、その間に命名したと説明がございました。このプランを策定し、皆様が住み慣れた地域でできる限り健康な状態で暮らしていけるように、健康づくり、生きがいづくりや活躍の場づくり、介護予防の推進に取り組んでいるとのことでございました。

2点目の保健事業については、母子保健事業、予防接種事業、各種健康診査受診状況、ならびに成人保健等事業についての説明がございました。

3点目の社会福祉事業については、多賀町民生委員児童委員協議会、多賀町社会福祉協議会、保護司会、更生保護女性会、社会を明るくする運動多賀町推進委員会、多賀町日赤奉仕団、彦愛犬権利擁護サポートセンター、生活保護等の事業についての説明がございました。

4点目の児童福祉事業については、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、愛犬地域療養事業、多賀町次世代育成支援事業、低所得者の子育て世帯子ども加算給付金、出産・子育て応援給付金事業等について説明がありました。

引き続きまして、質疑応答に入りました。

委員から、介護保険に基準額6,000円は基準額であって、平均額のことかの質問に対し、そのとおりです。介護保険は13段階に定められており、所得の少ない方は月額1,710円で、所得の多い方は月額1万4,400円となっていますとの答弁がありました。

委員から、介護予防についての様々な事業を実施していただいているが、無関心な住民が参加できる努力はしているのかの質問に対し、基本的には相談に来られ、不安だと思っている方に対し、その方に見合った事業への参加を進めている。また、この事業計画の策定前に65歳以上の方全員にアンケートを実施し、その結果により各教室の参加案内を送付している。結局、健康を我が事と捉えていただき、若いうちから自分の健康に興味を持っていただくことがポイントになると思いますとの答弁でありました。

委員から、はつらつ教室と介護予防教室を受ける対象となる方はどれぐらいおられるのかの質問に対し、対象年齢は65歳以上ですが、一般介護予防教室とは違って、基本チェックリストの中で予備軍となる人が対象で、400から500名がおられると思います。その中で20名前後の方が受講されていると答弁がございました。

委員から、介護保険料が平均6,000円であるが、年金受給者にとっては非常にきつと思うが、滞納者はないのか。また、胃がん検診の内視鏡検査は4病院ということであったが、受診希望者が病院を指定できるのかとの質問に対し、保険料は原則年金から天引きとなっており、99.9%の収納率となっています。ただし、年金額が少額の方については、口座振込か納付書で納めていただいているため、一部滞納となっています。

すとの答弁がありました。また、胃がん検診の内視鏡の検診受診病院は、彦根市立病院、友仁山崎病院、豊郷病院と成美記念クリニックとなっております。健診対象者は50歳以上の偶数年齢の町民となりますとの答弁がありました。

委員から、民生児童委員は現在何名おられるのかの質問に対し、現在34名の方に活動していただいておりますとの答弁がありました。

委員から、保護司さんは何名おられますかの質問に対し、4名の方ですとの答弁がありました。

委員から、社会福祉事業の中に、民生児童委員、社協、保護司、更生保護女性会、日赤、社明運動、権利擁護等々が含まれているのに、青少年育成町民会議が含まれていないのはどうしてかの質問に対し、予算を管轄している課で事業を分担していることから、生涯学習課の管轄となっておりますとの答弁がありました。

以上で閉会中における総務常任委員会の調査は終了しましたので、報告といたします。以上です。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

8番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

7月20日午前9時より、委員全員と議長、執行者側より藤本企画課長、山本企画課長補佐、藤本企画係長および地域おこし協力隊の朝比奈遥さんの出席を求め、委員会を開きました。

（仮称）結いの森公園完成について、そして地域おこし協力隊の活動報告の2項目について所管事務調査を行いました。

まず最初に、（仮称）結いの森公園整備についてであります。（1）事業工程についてです。令和2年度は公園用地測量、不動産鑑定、令和2年度から3年度に各種団体の意見聴取を行い、整備内容の検討、令和3年度から4年度、公園用地取得、設計業務はプロポーザル審査により京福コンサルタント株式会社と契約、造成工事は令和4年度に一般競争入札により株式会社大兼工務店と契約し、最終工期は令和6年3月30日です。造園工事は令和5年度に一般競争入札により株式会社宝山園と契約し、最終工期は令和5年12月25日、遊具は令和5年度にプロポーザル審査により、株式会社高木造園と

契約し、最終工期は令和6年5月31日となりました。その他、建築確認申請、指定管理者選定等の説明を受けました。

(2) 事業費についてです。地形測量業務委託料501万9,300円、用地購入費は平米単価3,000円で取得面積1万4,177㎡であり、購入費用は総額4,253万1,000円です。実施設計委託料として1,495万5,600円、造成工事費は1億2,464万9,800円、造園工事費3,058万8,800円です。遊具は4,999万5,000円です。土木工事費として1,850万円です。竣工図書作成業務委託料80万3,000円、審査支払手数料4,100円、国庫支出金返還金として163万6,942円です。公園整備事業費総額として2億8,868万4,000円となり、その財源内訳について申し上げます。交付金は7,200万円、地方債9,720万円、そして一般財源として1億1,948万4,000円であるとの説明がありました。

以上の説明の後、現地を視察し、そしてその後、第1委員会室で質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。

公園トイレは夜間施錠するののかとの質疑に対し、日常の維持管理業務はシルバー人材センターにお願いする予定であり、その管理業務の中にトイレの施錠も含んでいる。朝開錠し、午後5時頃に施錠することになるとの答弁がありました。

そのほか、維持管理業務についての質疑に対し、シルバー人材センターの委託業務は、日常的な清掃や安全点検と草刈りが主な業務となる。芝生と植栽の維持管理については、専門事業者への別枠の委託業務発注を考慮しており、現在入札の途中であるとの答弁がありました。

せせらぎ水路に小魚を放流する計画はないのかとの質疑に対し、学芸員に確認したところ、生態系の関係でこの周りに生息していないものを持ち込むことはやめるように言われている。周辺の川で生息する魚を持ち込むのが一番良いのではないかとされた。魚が住みやすい環境をつくって魚を入れたいと思っている。学芸員とも相談しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊の活動についてであります。NPO法人おおたき里づくりネットワークの活動について、地域おこし協力隊の朝比奈さんから説明を受けましたので、その概要について報告します。

2020年8月から2022年3月にかけて、大滝地域全体での地域活性化を目指し、各集落から選出された一、二名と学識経験者で月1回の会議を実施し、会議メンバーの関心事を基に6つの部会に分けて活動、その部会での活動を引き継ぐ形で、現在NPOにて事業を実施をしている。

2022年6月21日にNPO法人おおたき里づくりネットワークを法人登記した。法人の目的は、大滝地区の地域課題の解決、地域資源の発見、活用、地域魅力の創造、発信を通じて、地域の元気づくり、健康づくり、交流を行い、持続可能な地域づくりを目的とする。

実施事業は、地域の元気、健康づくり、地域における居場所づくり事業、地域内外の交流、移送サービス、地域の資源を生かした地域庁舎事業、空き家、空き地活用、施設管理、運営事業、情報発信などである。

地域の元気づくり、健康づくり事業では、おおたき給食弁当を2022年5月から始めた。隔週の土曜日、月2回の頻度で、宅配弁当を地域の高齢者向けに販売実施をしている。献立は地元スタッフ同士で決め、旬の野菜や季節のイベントに合わせ、栄養バランスの良い弁当にしている。価格は550円で販売し、大変おいしいとの評判であり、昨年度は2,400個製造販売した。

次に、地域における居場所づくりについてであります。子どもの居場所づくりは、大滝神社宮司宅にて、おおたきものづくりラボを第4日曜日に実施をしている。毎回16名前後の小学生が参加している。滋賀県立大学の学生がスタッフとして子どもの見守りをしている。また、中学生を対象に勉強会を毎週水曜日の放課後に行っている。

次に、大人の居場所づくりについてです。地域の方を中心にコミュニティスペースやキッチンを有償で貸し出し、サロンやカフェの実施などをされている。

次に、移送サービスについてです。町の助成金を活用し、移送サービスの試験運行を実施をしている。車を持っていない高齢者の方を自宅から近隣のスーパーまで送迎するもので、隔週木曜日に実施をしており、利用者から好評を頂いているということでありました。

地域の資源を生かした地域商社事業についてです。2023年5月から大滝神社のご朱印やお守り、絵馬、地域の特産物などを販売する自動販売機の活動を始めた。空き家、空き地活用、施設管理、運営事業についてです。弁当を製造している旧営林署の建物を改修し、カフェやサロンを実施し、大学生にも参加してもらい、今後も活動拠点整備を行っていく。

次に、情報発信についてです。インスタグラムなどで、おおたき給食弁当やおおたきものづくり・ラボの様子、給食弁当販売のお知らせをしている。ホームページで事業内容について紹介をしている。

以上の説明を受け、質疑を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

移送サービスに関しての質疑に対し、移送サービスの利用料はなく、ガソリン代を頂いている。運転手は2種免許は必要はなく、安全講習を受講し、受講証をもらって運転をしているとの答弁がありました。

給食弁当の配達についての質疑に対し、当初、独り暮らしのお年寄りを対象にチラシを配布し計画したが、利用者が少ない状況で、その理由としては、なかなか自分1人だけのために弁当の配達をしていただくのは申し訳ないと思われているのが現状です。届けられていない方にどのように届けるかは検討中で、各集落の方や民生委員や社協さんと連携をして、必要とされている方の声を聞きながら、どうしていけばいいかを考えて

いきたいとの答弁がありました。

地域おこし協力隊の退任後の事業継続に関する質疑に対し、今担当している事業に関して、退任後の事業の運営については、まだ話し合いは行われていません。もし新たな地域おこし協力隊募集に応募してもらえたら、その方に引き継ぎようと思っています。任期終了後、どのように関わっていけるかは今考えているところですとの答弁がありました。

企画課より、今年度も新たな協力隊の募集は1名予算化をしている。NPO法人大滝里づくりネットワークの中心となっていていただいている県立大学の鶴飼教授からも空き家対策などの協力を得ている。地域商社については、酒蔵の事業の立ち上げに向けて準備中であるとの答弁がありました。

地域おこし協力隊の活動費等に関する質疑に対し、子どもの居場所に関して、1年目は県補助金、2年目以降はこどもゆめ基金からで、そこに地域おこし協力隊の活動費を加えて活動をしている。改修工事の費用は1年目、2年目の環境省からの補助金で進めてきました。3年目となる今年度は、子どもの居場所づくりに関しては、こどもゆめ基金から活動費を頂いていますが、そのほかについては協力隊の活動費の方で賄っているとの答弁がありました。

地域おこし協力隊の任期終了後の定住についての質疑に対し、企画課より3年で結果を出して定着することは難しいので、国では4年目以降の活動を支える支援のための補助金などがあります。雇用形態も変わってくるようですが、そのようなものが新設されるようなことも聞いているので、県に問合せをして、多賀町でも受け入れられるか検討しています。毎週1回、鶴飼教授と協力隊の方とミーティングをしており、多賀町としてどのような支援ができるかを考え、寄り添った形で活動を支えられるよう検討したいと思っておりますとの答弁がありました。

以上で閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

4番、近藤議員。

○4番（近藤勇君） 今、説明を頂いた中で、2点ほど教えていただきたいんですけども、公園のトイレ、シルバーさんに委託しているので5時にトイレを施錠するという話ですけども、昨日も見えていますと、街灯8時までついてあるんですけども、中央公民館は閉館でした。その方は、トイレどうして使われるのかなというようなあれがありましたので、今、委員長のあれではないんですけども、担当課の状態をお聞かせいただきたい。

それともう1点は、移送サービスということで、移送サービスが充実しているという話でしたけれども、いろんな話がありますので、また拡充をお願いをしていただけるような取組をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 8番、山口久男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口久男君） 2点、質問がありました。

（仮称）結いの森公園のトイレの関係で、5時に施錠するという答弁がありましたので、私はそのように書きましたけれども、その点について、そのように答弁がありましたので、そのように報告いたしました。

以上です。

○議長（菅森照雄君） これで質疑を終わります。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第7 「諮問第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、日程第8 「諮問第57号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、日程第9 「諮問第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、いずれも人権擁護委員の推薦についてでありますので、一括議題といたします。

3案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「諮問第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

初めに、人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第1項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することとされており、その委嘱に当たっては、当該市町村において選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から議会の意見を聞き、町長が推薦することとなっております。本案の推薦でございますが、現在、人権擁護委員としてご尽力いただいております藤澤道子氏の任期が令和5年12月31日をもって満了となります。これまでの同氏の人権擁護、人権推進に関する業績は高く評価されるもので、引き続き適任者と考えますので、同法第6条第3項の規定により議会のご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。任期は令和7年1月1日より3年となります。

次に、「諮問第57号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご尽力いただいております多賀節子氏の任期が令和6年12月31日をもって満了することとなります。多賀氏におかれましても、引き続き適任者と考えますので、議会のご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。同じく、任期は令和7年1月1日より3年となります。

「諮問第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご尽力いただいております桂富江氏の任期が令和6年12月31日をもって満了となります。桂氏におかれましても、引き続き適任者と考えます

ので、議会のご意見を賜りますようお願い申し上げます。同じく、任期は令和7年1月1日より3年となります。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） これより3案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「諮問第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「諮問第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、諮問第56号は適任とすることに決定しました。

次に、「諮問第57号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「諮問第57号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、諮問第57号は適任とすることに決定しました。

次に、「諮問第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「諮問第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、諮問第58号は適任とすることに決定しました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第10 「同意第59号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第59号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和2年10月1日から教育委員としてご尽力いただいております小財憲司氏は、本年9月30日をもって任期が満了となります。同氏は高潔で地方自治の本旨に理解があり、現在弁護士としてご活躍されております。法に関する専門的な知識をもって、中学校、高等学校での法教育に関する講演や事業を行うなど、学校教育に尽力されており、当町の就学前教育をはじめとした学校教育、社会教育に対して、専門的な立場から適切な指導、助言を行っていただいております。今後も法律分野における豊富な知識と経験を生かし、大所高所から引き続き適切な助言や提言を頂けるものと思っております。

以上のことから、小財憲司氏を教育委員として適任者と考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきご提案申し上げます、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第59号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、同意第59号は同意することに決定しました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第11 「報告第60号 令和5年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「報告第60号 令和5年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」、ご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年、決算ごとに算定し、監査委員の審査に付した上、議会に報告し公表しなければならないとされており、去る8月22日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告をするものでございます。

まず、(1)実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、多賀町における一般会計、特別会計、全ての会計におきまして収支が黒字となっておりますので、赤字比率はなく、数値には表れておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、前年度から0.3ポイント減少し6.8%となりました。数値につきましては、早期健全化基準の25%を下回っておりますので、健全財政の範囲内となっております。

次に、将来負担比率につきましては17.5%と前年度より14.1ポイント減少しました。これは令和5年度は久徳うぐいすこども園の整備に当たり、財政調整基金8,780万円を取り崩しましたが、社会福祉基金に1億円、公共施設等維持管理基金に2億6,000万円積み立てるなど、基金残高が増加したことにより数値が改善した形になります。数値につきましては、早期健全化基準350%を下回る水準となっておりますので、健全財政の範囲内となっております。

次に、(2)資金不足比率につきましては、水道、下水道、農業集落排水事業、いずれの会計におきましても資金不足額がなく、数値には表れておりません。

令和5年度の決算による算定におきましては、健全財政を維持できており、今後におきましても、当財政指標の数値に留意しつつ健全財政を堅持してまいりたいと考えております。

以上、報告に代えさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第60号 令和5年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第12 「議案第61号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○**税務住民課長（小菅俊二君）** 「議案第61号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

本条例は令和5年に公布されました番号法等一部改正法（令和5年法律第48号）の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係根拠法令が改正されることとなったことから、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

第15条中、「第9項」を「第5項」に改めることについては、根拠法令、国民健康保険法第9条全体が改正される中での項の移動および被保険者が資格を喪失した時の被保険者証等の返還に関する部分を削ることによるものでございます。

また、「もしくは虚偽の届出をした場合または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「または虚偽の届出をした場合」に改めることについては、根拠法令、国民健康保険法第9条全体が改正される中で、保険料を滞納している世帯主に対して被保険者証の返還を求める部分を削ることによるものでございます。

なお、証の返還については、資格確認書も被保険者証と同様に返還を求めないとするものであり、過料の規定については準則どおり、近隣市町も同様の内容とされております。

付則につきましては、令和6年12月1日から施行し、経過措置を規定しているものでございます。

多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（菅森照雄君）** これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（菅森照雄君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（菅森照雄君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第61号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○**議長（菅森照雄君）** 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

○**議長（菅森照雄君）** 日程第13 「議案第62号 多賀町使用料および加入金の徴収

に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 「議案第62号 多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

今回お願いいたします条例の一部改正は、令和6年7月27日付の結いの森公園供用開始に伴い、多賀町都市公園条例第10条の規定による使用料を定める必要があること、ならびに多賀公園のグラウンド部分について使用料の定めがなかったため改正をお願いするもので、多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例第9条では、見出しとして「(都市公園の使用料)」の追加ならびに、「四手公園および多賀公園」を「都市公園」と標示を改めるとともに、別表第7を議案書記載のとおり改めるものでございます。

付則では、この条例は公布の日から施行するものと規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第62号 多賀町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第14 「議案第63号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第63号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」、ご説明申し上げます。

議案書 11 ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、新たな行政需要に対応するとともに各所管における事業の進捗を踏まえ予算を調整したもので、第 1 条に記載のとおり既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,864 万 4,000 円を追加し、歳入歳出 58 億 1,255 万 4,000 円とするものです。

第 2 条の債務負担行為の補正につきましては、15 ページのとおり、アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定業務について、令和 6 年度単年度での作成が難しく、令和 7 年度までの 2 か年での委託を行いたく、2 年間で 506 万円の範囲での設定をお願いするものです。

次に、第 3 条の地方債の補正につきましては、16 ページのとおり多賀小学校の校舎増築事業については 1,750 万円を増額し 7,650 万円に、南後谷の急傾斜地崩壊対策事業を 1,500 万円追加し 1,950 万円にそれぞれ限度額の増額をお願いし、臨時財政対策債につきましては額の確定により 125 万 7,000 円減額し、限度額を 1,374 万 3,000 円とし、それぞれ借入限度額の変更をするものでございます。

それでは、補正内容につきまして、19 ページ歳入からご説明いたします。主なものについてご説明させていただきます。

5 款町税では、固定資産税、償却資産税で企業による増資が好調であり、当初予算の見込みを上回る申告があり 5,357 万 5,000 円を追加するものでございます。

23 款地方特例交付金では、国の政策によって生じた町税の減収補てんをするもので、今年度、定額減税を実施するに当たって交付額が増加し、2,265 万 9,000 円を追加するものでございます。

25 款地方交付税は、本年度の普通交付税が確定し、11 億 9,669 万 1,000 円の交付となったことから、当初予算との差額 5,330 万 9,000 円を減額するものです。先ほど申しあげました固定資産税について、当初予算より収入額が増加したことが大きな要因でございます。

次に、50 款国庫支出金では、児童手当制度の改正に伴う追加および多賀小学校の増築に係る国庫金の調整、地方創生臨時交付金として、定額減税給付金事業分を受け入れるもので、総額 4,077 万 1,000 円の追加計上でございます。

20 ページをお願いいたします。

55 款の県支出金は、来年度の国スポ・障スポに向け、多賀町としてデモンストレーション競技モルックを推進していくための補助金を含め、合計 69 万円を追加計上するものです。

21 ページをお願いいたします。

80 款雑入では、消防団員の退職報償に伴う受入れで、共済基金より 301 万 5,000 円の受入れ、85 款町債では、第 3 表でご説明しましたとおり、合計 3,124 万 3,000 円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。

22ページをお願いします。

10款総務費では、国の施策として実施する定額減税給付金事業として、必要経費2,011万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、15款民生費でございますが、児童手当では、高校生世代までの制度拡充による追加で2,601万円の追加、保育所費、こども園費では、保護者ニーズ、また安全に子どもたちを保育できるよう、早朝、延長保育に係る保育補助業務委託料の追加、また、私立なつめ保育園に対する食糧物価高騰対策補助金など保育所関係で189万6,000円を追加し、合わせて2,880万8,000円の追加をお願いするものです。

20款衛生費では、秋の粗大ごみ処理費用として950万円の追加、樋田、大杉地区の2か所における合併処理浄化槽の設置補助として200万円、合わせて1,150万円の追加をお願いするものでございます。

23ページ、25款農林水産業費では、そば作付面積の増加に伴う交付金の追加で25万円、高取山ふれあい公園の施設改修費や林道の維持補修費で191万7,000円の追加、合わせて216万7,000円の追加をお願いするものです。

24ページ、30款商工費では、多賀大社周辺の観光客誘導のための観光看板設置費用9万3,000円を追加するものでございます。

35款土木費では、町道小森池線や町道四手多賀北線の補修工事費、また町内通学路の安全対策工事、また南後谷地区の急傾斜地崩壊対策工事として1,500万円、合計2,180万円の追加をお願いするものでございます。

40款消防費では、消防団員の退職報償金5名分301万5,000円の追加をお願いするものです。

45款教育費では、令和7年度の多賀小学校の教室数の増加、また児童数増加に伴う各備品、教材費や多賀小学校のトイレ洋式化に向けた設計費等で997万4,000円、多賀中学校の体育館放送設備更新費で48万7,000円、保健体育費では、国スポ・障スポに向けたモルック推進費用で48万円、文化財保護費では、開発行為に伴う文化財調査補助員の費用20万7,000円等、教育費合わせて1,114万8,000円の追加をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号については、議長を除く9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で10時55分とします。

（午前10時43分 休憩）

---

（午前10時54分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に4番、近藤勇議員、副委員長に8番、山口久男議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（菅森照雄君） 日程第15 「議案第64号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第64号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正は、国民健康保険産前産後保険料免除制度の創設に伴う国保情報データベースシステム改修に係る負担金、令和5年度保険給付費の額および特別調整交付金分の額が確定し、その精算として滋賀県に返還するため、補正するものでございます。第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ764

万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億7,060万6,000円とするものでございます。

議案書の32ページをお願いします。

歳入につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

25款5項10目の保険給付費等交付金は、特別調整交付金分として、国保産前産後保険料免除制度の創設に伴う国保情報データベースシステム改修費用19万8,000円を受け入れるものです。

45款5項10目のその他繰越金は、令和5年度特別調整交付金分の額が確定し、その精算として滋賀県に返還するため、150万円を計上するものでございます。

50款15項5目の雑入は、令和5年度保険給付費の額が確定し、その精算として滋賀県に返還するため、国保連合会から多賀町に対し、既に返還されている保険給付費等返還金を財源として594万7,000円を計上するものでございます。

議案書の33ページをお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費は、国保産前産後保険料免除制度の創設に伴う国保情報データベースシステム改修負担金として19万8,000円の補正をお願いするものでございます。

35款5項5目の償還金は、令和5年度保険給付費の額および特別調整交付金分の額が確定し、その精算として滋賀県に返還するため、保険給付費等交付金返還金594万7,000円と特別調整交付金分返還金150万円の計744万7,000円の補正をお願いするものでございます。

令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第64号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第16 「議案第65号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第65号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ668万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億6,783万6,000円とするものでございます。今回の補正の内容は、令和5年度介護給付費等の収支確定による過年度返還金について補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により、議案書40ページ、歳入からご説明をさせていただきます。

45款繰越金につきまして、介護保険特別会計事業の収支の確定により、国や県などへの返還金として、前年度繰越金より668万4,000円を財源充当するため、受け入れるものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

25款諸支出金10項5目償還金につきましては、令和5年度介護給付費等の収支確定に伴い、前年度の超過受入れ分を精算し、国庫支出金255万8,000円、県支出金385万4,000円、支払基金に27万2,000円、合わせて668万4,000円を返還金として支出するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第65号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第17 「議案第66号 令和6年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第66号 令和6年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

議案書43ページをお願いいたします。

今回の補正は、今年度の人事異動に伴う人件費の補正をお願いするものです。

第2条記載の収益的支出の補正につきましては、第1款第1項営業費用を1,076万3,000円増額し、収益的支出総額を3億2,333万3,000円といたします。

それでは、補正予算説明書にてご説明申し上げます。議案書の45ページをお願いいたします。

収益的支出では、第1款1項4目総係費において、今年度の人事異動により職員が2名から3名と人員増となり、人件費の予算が不足するため、給与、手当、賞与、引当金繰入額、法定福利費等が増額となりましたので、当初予算に対しまして1,076万3,000円の増額とするものです。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第66号 令和6年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第18 「議案第67号 令和6年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第67号 令和6年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」のご説明を申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

今回の補正は、佐目地区農業集落排水処理施設に係る農山漁村地域整備交付金において、当初予算額以上の内示が決定されたことに伴う補正をお願いするものでございます。

第2条記載の資本的収入及び支出の補正につきまして、収入の第1款3項補助金では、180万円増の2,060万9,000円とするもので、資本的収入総額を1億4,569万9,000円といたします。

支出の第1款1項建設改良費では、300万円増の6,197万8,000円とするもので、資本的支出総額を3億1,041万6,000円といたします。

それでは、補正予算説明書にてご説明申し上げます。

議案書49ページをお願いします。

資本的収入では、第1款3項1目補助金において、農山漁村地域整備交付金の増額分300万円の6割相当額となる180万円を増額し、2,060万9,000円とするものです。

議案書50ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1款1項2目処理場整備事業費において、処理施設維持補修工事に係る工事請負費として、当初予算額500万円に対し、佐目分内示割当額800万円を差し引いた不足額の300万円を増額し、1,361万円とするものです。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第67号 令和6年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第19 「認定第68号 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第28 「認定第77号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの10の認定案を一括議題とします。

まず初めに、代表監査委員寺西久和氏より決算審査の結果の報告を求めます。

寺西監査委員。

〔監査委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員（寺西久和君） 令和5年度一般会計および水道事業、下水道事業を除く特別会計歳入歳出の決算を審査しました結果について、ご報告申し上げます。

8月7日、8日および9日の3日間にわたり、川岸監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和5年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について監査を実施しました。

令和5年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書および各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証拠書類と照合等、通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査および例月現金出納検査等の結果ならびに主要施策の成果に関する調書を参考にしながら、審査を実施しました。

審査の結果、各会計調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数等に誤りはないものと認められ、予算の執行および関連する事務の処理は適正に行われていました。

なお、審査結果につきましては、町長宛決算審査意見書を提出しております。

一般会計の決算収支における実質収支額は2億7,117万円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、総予算額に対する収入率は99.6%、調定額に対する収入率は99.8%となり、財源確保に努力され、町税収等の収納率は県下で高位にあります。しかし、収入未済額が1,537万円あり、昨年度より約441万円増額しており、税負担の公平性の観点から、収納率の向上、収入未済額の減少に、より一層積極的な取組に努められることを願うものであります。

歳出につきましては、総予算に対し94.7%の執行率となっております。財源確保と経常経費の節減に努められ事務事業を執行されていますが、一部の事業においては大きな不用額があり、精査の上、予算の適正額の確保と適時的確な見直しにより、不用額の縮減を望むところであります。

財政構造につきまして分析しますと、歳入の構造として、町民税、ふるさと納税、繰越金が増加し、繰入金、国庫支出金が減少したことにより、自主財源は51%と昨年度に比べ3.9ポイントの増加となったところであります。歳出の構成として、消費的行政経費は、主なものとして、人件費の退職者補充による正規職員の増、人事院勧告によ

る給料、手当等の増加、物件費のふるさと納税事業の増加により、前年度より1億7,404万円の増額となっております。

投資的経費は、主なものとして、普通建設事業費のうちの認定こども園整備事業費の増加により、前年度より9,436万円増額となっております。

次に、財務分析による指標を見てみますと、財政経営の財政力を示した財政力指数は0.55%と、前年度より0.04ポイント低くなりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より1.2ポイント低くなり、82.1%となりましたが、依然として財政が硬直化しております。

地方債残高は、一般会計および農業集落排水事業特別会計を合わせ、前年度より6,428万円減少し53億6,965万円となりました。地方債現在高比率は、前年度より5.2ポイント低くなり148.5となりましたが、依然として厳しい状況にあることから、慎重かつ適正な対応を望むものであります。

続いて、8月22日に、同じく川岸監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度財政健全化の審査および同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されているものと認められました。

健全化判断比率については、実質赤字比率および連結実質赤字比率とも、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。実質公債費比率は、早期健全化基準の25%に対し6.8%であり、また将来負担比率は早期健全化基準の350%に対して17.5%であり、良好な状態にあると認められました。

また、資金不足比率については、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数は、関係書類と照合しましたところ、運用状況は妥当であると認められました。

積立基金につきましては、目的に沿った用途に応じて、主なものとして財政調整基金8,780万円、まちづくり基金8,559万円、社会福祉基金1,916万円を取り崩して、一方、主なものとして公共施設等維持管理基金2億6,274万円、まちづくり基金1億3,531万円、社会福祉基金1億円、減災基金1,678万円を積み立てられております。積立基金合計は前年度より3億2,257万円増加し19億4,041万円となり、積立基金現在高比率は前年度より7.8ポイント減少し66.1%となりましたが、今後も総合的かつ計画的な財政運営に努められますことを望むところであります。

特別会計における決算収支の実質収支額は8,575万円の黒字となっております。積立金残高は前年度より235万円増加し4億7,544万円、地方債残高は前年度に比べ1,528万円減少し2億9,627万円となっております。この中で、国民健康保

険、介護保険事業および後期高齢者医療事業会計は、歳入歳出とも、特別会計全体の約96%を占めております。

いずれも県内において高い収納率で、収納事務に対する努力がうかがえます。しかし、収入未済額が国民健康保険においては前年度より428万円と増額しましたので、公平な医療と公平な税負担から、適正な対応による収入未済額の減少により一層努められることを望みます。

また、県内高位の高齢化率であり、今後も特定検診受診率および保健指導の向上、健康づくりの取組、医療費の削減に、積極的な介護予防事業の充実に一層進めていただきますよう望みます。

財産の状況につきましては、公会計制度による町有財産台帳の更新を図り、資産の着実な把握と管理を行うとともに、多賀町公共施設等総合管理計画、学校施設等長寿命化により、将来にわたり総合的かつ計画的な管理の推進と日常の維持管理に、基金の積立等、必要な財源の確保に努められますよう望むものであります。

第6次多賀町総合計画および多賀町行政改革大綱につきましては、一部評価を下回るもおおむね成果を上げており、次年度以降も推進、達成に向けて着実に遂行されることを期待します。

最後に、地方自治法、条例、規則等に基づいて、日々の適正な事務執行とチェック体制の確立を求めるとともに、引き続き財政運営の効率化、健全化を図られ、住民福祉の向上により一層のご努力を願うものであります。以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 続いて、「認定第68号 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、歳入全般の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第68号 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

調製をいたしました決算の中から、各款、または項ごとの主な内容、前年度決算との比較などについてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

令和5年度一般会計予算総額は65億4,272万4,000円で、歳入決算額は65億1,527万7,791円となり、前年度と比較して1億2,981万円の増、歳出決算額は61億9,572万572円となり、前年度より5億1,924万円の増となりました。歳入歳出差引残額は3億1,955万7,219円で、繰越財源4,838万8,000円を引き、実質収支額は2億7,116万9,219円となりました。

令和5年度は、コロナ禍から生活様式が変化する中で、賃上げや景気回復傾向にありましたが、物価が高騰し、生活に大きく影響した1年でした。令和5年度におきましては、第6次多賀町総合計画に基づく実施計画や各事業計画に基づき施策を進めてまいり

ました。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

5款町税の収入済額は18億930万1,000円で、前年度比1,295万円、0.7%の増収となりました。不能欠損額は36万4,000円、収入未済額は1,491万9,000円で、収納率は99.16%でした。

町民税で、個人町民税は給与所得の増加により増となりましたが、法人町民税は、原材料の高騰の影響もあり、法人税割が531万円の減となり、町民税全体で766万1,000円減の6億2,765万2,000円となりました。

固定資産税は、償却資産は減少したものの、工場の増築や新築住宅の建設により、前年度より1,972万1,000円増の10億8,661万7,000円となっております。

軽自動車税は、新税率の台数の増加、たばこ税は売上本数が増えたことにより増収となりました。

9ページ、12款地方消費税交付金から10ページの22款法人事業税交付金までの県税交付金は2億5,155万6,000円で、前年度より2,109万8,000円の減となったところです。

23款地方特例交付金では、個人住民税の減収補填特例交付金で1,181万1,000円を収入しました。

25款地方交付税は15億7,838万8,000円で、普通交付税は12億8,272万9,000円で500万円の増加、特別交付税は2億9,565万9,000円で1,549万円の増加となりました。

11ページの40款分担金及び負担金と12ページ、45款使用料及び手数料は、ほぼ前年並みとなりました。

13ページの国庫支出金につきましては5億4,731万2,000円で、1億4,310万円減少いたしました。減少は、子育て世帯等臨時特別給付補助金で5,743万円の減、新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等で3,085万円の減、スマートインターチェンジ下り線アクセス整備交付金で3,844万円の減、スマートインターチェンジ上り線アクセス整備補助金で2,560万円の減などが主な要因でございます。

令和5年度は、15ページ、学校施設環境改善交付金として2,555万円、16ページの地方創生臨時交付金1億618万4,000円、社会資本整備総合交付金5,207万2,000円などを受け入れました。

県支出金は3億1,970万2,000円で、里山防災整備事業補助金969万円やびわ湖材利用促進事業県補助金490万円の皆減、滋賀県知事選挙費471万円の皆減等で減となり、919万円の減少となりました。主なものといたしましては、18ページの福祉医療費助成事業補助金で1,622万9,000円、19ページの農林水産業費県補助金の産地生産基盤パワーアップ事業補助金348万5,000円、ニホンザル特別

対策事業補助金 638万5,000円、20ページの急傾斜地崩壊対策事業補助金 3,469万円を受け入れました。また、県委託金では、4月9日に執行されました県議会議員選挙交付金 431万8,000円を収入しております。

21ページの財産収入につきましては、土地売払いの皆減により670万円の減となりました。

22ページ、65款寄付金は、多賀町まちづくり応援寄付金、ふるさと納税で2億7,160万2,000円を収入し、ポータルサイトの拡充や返礼品を充実したことにより大きく増え、9,195件の寄付を頂きました。

70款繰入金は1億9,255万3,000円で、2億6,903万円減少しました。久徳うぐいすこども園整備事業に充当するため、財政調整基金から8,780万円を、まちづくり基金から8,559万円繰り入れ、社会福祉基金から1,916万円を繰り入れ、小中学生の医療費助成や新入学生の通学助成事業等を実施しました。

80款諸収入 3億1,965万3,000円の主なものは、25ページで、宝くじの社会貢献広報事業として実施されるコミュニティ助成事業の3か字分490万円を受け入れたほか、スマートインターチェンジ事業に係るNEXCO中日本の負担金1,064万円、また、27ページの保育所等の施設型給付費は前年度とほぼ同額の1億7,411万3,000円となっております。

85款町債につきましては3億9,161万3,000円で、3,081万5,000円減少しました。主なものとしまして、多賀小学校改修事業で2,710万円、スマートインターチェンジ整備事業で5,550万円、都市公園整備事業で4,000万円、久徳うぐいすこども園整備事業で1億8,220万円などを発行し、臨時財政対策債は3,341万円を発行しました。

自主財源は33億4,310万9,000円で、歳入全体の51.3%、依存財源は31億7,216万9,000円で48.7%となりました。

以上、歳入決算の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより歳入全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出全般の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、令和5年度はスマートインターチェンジ整備事業、都市公園整備事業、久徳うぐいすこども園整備事業を引き続き実施したほか、多賀小学校における

児童増加に伴う普通教室改修工事などを実施しました。また、新型コロナウイルス感染症関連、物価高騰対応関連では、ワクチン接種事業、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、物価高騰生活者支援事業、物価高騰対策緊急支援補助金事業などを実施いたしました。

それでは、事項別明細書にて歳入と同様、各款また項ごとの主な内容、前年度決算についての比較などについてご説明申し上げます。

決算書29ページをお願いいたします。

5款議会費は、支出済額7,077万3,000円で、人件費、旅費等で前年度より240万円増額となりました。

30ページ、10款総務費は、7億8,882万5,000円で、前年度より1億3,014万円の増額となりました。

31ページから33ページまでの一般管理費では、先ほど歳入でご説明申しましたふるさと納税が大きく増加したことに伴う委託料が増額し、特別定額給付費では、住民税非課税世帯等への給付金事業8,951万2,000円となりました。

35ページの財産管理費では、施設の維持管理や庁舎の電話交換機更新工事、公用車の購入を行い、4,008万9,000円を支出しました。

38ページの企画費では407万4,000円を支出し、県市町村共同で入札参加資格申請共同受付を開始するとともに、電子入札システムにより入札事務の公平性、透明性の向上に努めました。

39ページ、集落活動推進費では、歳入でもありましたコミュニティ助成事業で490万円を助成したほか、引き続き自主的な計画に基づく自治活動を支援するため、40集落に対し、まちづくり活動支援交付金を1,161万2,000円交付し、集落の活性化に向け支援を強化いたしましたところ です。

このほか、42ページから43ページの電子計算費で、6町行政情報システム共同利用料4,779万5,000円やビジネスチャットシステムの共同利用に32万円、電子申請システム、AI議事録システムの導入など、自治体DXの推進に向けた取組を行いました。

43ページ、公共交通対策費では、コミュニティバス運行対策として2,540万7,000円を補助金として支出しました。

徴税费では、46ページの固定資産税の適正課税を図るため、航空写真撮影委託料に874万6,000円、修正申告等による過年度還付金で683万8,000円を支出しました。

戸籍住民基本台帳費では、47ページの住民基本台帳システム改修に231万9,000円を支出しました。

48ページ、選挙費は、滋賀県議会議員選挙、多賀町長選挙、議会議員選挙の執行で1,870万3,000円を支出しました。

次に、52ページの15款民生費は20億9,035万円で、前年度比3億2,905万円の増となり、歳出全体の33.7%と最も多くを占めております。

社会福祉費では、54ページの地域福祉計画策定委託料に220万円、物価高騰対策緊急支援補助金546万8,000円を6事業所に給付を行いました。

55ページでは、国民健康保険特別会計へ6,386万2,000円、介護保険事業特別会計へ1億3,019万3,000円を繰り出しております。

58ページ、59ページの障害者自立支援費では、障害者総合支援法に基づき、介護給付費1億4,152万7,000円など自立支援給付のほか、地域生活支援事業を実施し、負担金等を支出しております。

福祉医療助成につきましては、扶助費総額は5,681万5,000円で、前年度より429万6,000円の増額となりました。小中学生の子育て応援分は1,589万円で、348万円の増額となりました。

次に、61ページの児童福祉費では14億5,207万円を支出しました。62ページの子育て世帯生活支援特別給付金を56人に280万円、出産・子育て応援交付金を延べ193人に965万円の支給を行いました。保育所費および認定こども園費では6億1,760万2,000円を支出し、子どもたちが安全安心に園生活を送れるよう施設を維持管理し、第3子以降の給食費の無償化を実施しました。

69ページの認定こども園建設費では、久徳うぐいすこども園を竣工し、施設、保育備品の整備や旧園舎の解体、駐車場整備等5億7,111万3,000円を支出しております。

次に、72ページ衛生費につきましては3億9,731万円で、4,844万5,000円の減額となりました。

保健事業では、74ページ、各種検診事業、予防接種事業等の実施に4,119万7,000円、また、76ページのコロナワクチン接種対策費では、3,010万円減の3,600万8,000円を支出しました。

総合福祉保健センター費では、1,365万2,000円を支出し、79ページ、防火シャッターの修繕、カーテンの更新工事などを実施いたしました。

環境衛生費は2億29万2,000円で、前年度より714万8,000円減額となりました。

81ページのごみ収集業務委託料は127万円増の5,208万7,000円、また、燃えないごみと可燃ごみの処理に係る一部事務組合負担金は993万9,000円減の7,308万3,000円、し尿処理にかかる一部事務組合負担金は273万9,000円増の5,207万5,000円となっております。

上水道費は、起債償還に係る水道事業会計への繰出金が増加し75万円増の7,597万8,000円となりました。

81ページ、25款農林水産業費は3億1,521万7,000円で、114万6,0

00円増加しました。

農業費では、例年の交付金に加え、85ページの農業従事者を確保するための農業用機械等導入支援事業に4件で800万円の補助、生産者団体機械補助に549万円交付するとともに、燃料価格高騰による農業経営への緩和対策として、128農家に471万5,000円を交付しました。

86ページでは、農業集落排水事業特別会計に5,082万9,000円を繰り出しております。

88ページ、鳥獣害防止対策費では、ニホンザルの個体数調整業務委託料として189万2,000円を支出するとともに、集落獣害自営組織育成や小規模農地獣害対策補助等で543万8,000円を交付しました。

林業費では1億2,032万円となり、89ページの森林環境学習やまのこ事業を大滝山林組合に委託し、36校、1,840名の小学4年生の児童を受け入れ、962万8,000円を支出しました。

また、90ページ、高取ふれあい公園施設維持管理補修工事に529万2,000円、狩猟費では、有害鳥獣駆除事業に692万円増の1,485万1,000円、91ページの森林資源循環利用促進費では、町内の新生児出生のお祝いとして、間伐材を利用したお食い初めセットの作成をし、新たに木組みの積み木を作成いたしました。地域再生事業では、地域おこし協力隊を委嘱して、林業事業者との連携を図りました。

92ページの商工費は4,630万円で、前年度比954万7,000円の増額となりました。4年ぶりにふるさと楽市の実施、原油高騰対策で、小規模事業者に366万円の支出、住宅リフォーム促進事業補助金に48件、726万6,000円、ライトアップ事業の実施に320万円を支出しました。

95ページの土木費につきましては5億5,828万6,000円で、1億6,312万6,000円の減額となりました。

97ページでは、多賀町内事業者14社に除雪を委託するとともに、職員除雪や集落除雪の3体制できめ細かな除雪を図り、除雪委託料に2,893万6,000円を支出しました。

99ページでは、通学路の危険箇所の把握に努め、交通安全対策工事に650万5,000円を支出したほか、多賀スマートインターチェンジ整備事業では、農地を借り上げ、建設残土の受入れを行うなど1億2,596万円を支出しました。

101ページの都市再生整備計画費では1億1,681万3,000円となりました。結いの森公園整備工事に1億1,167万9,000円を支出しました。

消防費は1億8,140万4,000円で、彦根市消防へ委託している常備消防費は1億3,990万6,000円となりました。

104ページでは、集落の可搬式消防ポンプ整備に190万円、災害対策費では、災害備蓄品で94万9,000円を支出し、被災住宅修繕緊急支援事業補助金を307万

3,000円交付いたしました。

105ページ、教育費は7億5,809万6,000円で、782万8,000円の増加となりました。108ページからの、小学校費、中学校費ともに、地域と連携を図り、教育振興と健康増進に努めながら運営を行いました。

給食費の第3子以降の無償化を実施したほか、施設面では多賀小学校の渡り廊下等改修工事、南校舎教室改修工事、放送設備の更新、また大滝小学校ではグラウンド舗装工事を実施しました。中学校では、体育館躯体柱塗装工事、防犯カメラ増設工事を実施し、環境整備・安全対策の強化に努めました。

118ページの社会教育費は3億531万円で、はたちの集いや町民のつどい、ささゆりコンサートなど開催しました。保健体育事業では、中学校の部活動の在り方を検討するとともに、町民モルック大会を開催しました。

123ページの文化財保護費では、文化庁より認定を受けた多賀町文化財保存活用計画に基づき社寺等美術工芸品基礎保存調査や普及交流事業を実施し、125ページの敏満寺石仏谷遺跡保存整備事業に467万9,000円、町指定文化財修理等補助金を大瀧神社、胡宮神社に1,505万6,000円を支出しました。

126ページの海洋センター費では、体育館のLED化、屋根の修繕工事に3,312万7,000円支出しました。また、スポーツ公園費では、滝の宮スポーツ公園体育館の自動火災報知設備更新工事に352万円支出しました。

128ページ、あけぼのパーク多賀管理費では、高圧受変電設備修繕、それから電話交換設備更新、漏電箇所修繕などを実施いたしました。

133ページの災害復旧費は、林道権現谷線・町道甲頭倉線等の災害復旧事業を行い、580万7,000円を支出しました。

公債費は4億6,822万5,000円で、前年度より3,325万5,000円減少しました。平成15年度発行の臨時財政対策債、社会福祉施設整備事業債、地方道路等整備事業債などの元金償還終了があり減少しました。

諸支出金では5億1,512万9,000円で2億7,320万円増加いたしました。財政調整基金に29万5,000円、減債基金に1,678万4,000円、社会福祉基金に1億円、まちづくり基金に1億3,531万2,000円、公共施設等維持管理基金に2億6,273万7,000円を積み立てました。

予備費からは、333万4,000円を支出しております。

最後に、136ページからの資料について、ご説明申し上げます。

財産に関する調書では、令和5年度中に異動がありましたのは土地で、行政財産、その他の施設のゴミステーション用地、公園用地で163㎡増加し、建物の学校では、多賀幼稚園廃園により減少し、その他施設でうぐいすこども園舎1,575㎡増加しております。

137ページの出資による権利につきましては、多賀町下水道事業会計への出資金と

して4,685万9,000円の出資分が増額となっております。

138ページの物品につきましては、30万円以上の重要物品について年度中の増減を記載しております。

139ページの基金につきましては、先ほど諸支出金のところでご説明申し上げたとおりですが、令和5年度末基金合計は19億4,041万4,130円となり、前年度より3億2,257万6,000円増加しました。

140ページの地方債につきましては、新規発行債は3億9,161万3,000円で、元金償還額を下回ったため、地方債残高は4,900万円減少して50億7,337万2,000円となりました。

以上、一般会計歳出決算のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第68号については、議長を除く9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第68号は、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩します。

この間に、決算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。再開は議場の時計で1時とします。

（午前11時57分 休憩）

---

（午後 0時59分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、決算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に8番、山口久男議員、副委員長に4番、近藤勇議員が選出されました。

なお、決算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

日程第20 「認定第69号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第69号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

特別会計の決算につきましては、決算書2をご覧ください。

1ページをお願いいたします。令和5年度歳入歳出予算総額は8億8,220万3,000円で、歳入決算額は9億1,796万3,676円、歳出決算額は8億6,525万1,900円で、歳入歳出差引残額は5,271万1,776円となりました。

それでは、5ページの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款国民健康保険税は1億3,553万2,000円の歳入となり、収納率は現年度分で98.81%となりました。年間平均世帯数は941世帯、年間平均被保険者数は1,452人となり、一人当たりの平均保険税調定額は9万3,833円で、前年度より1,575円の増となりました。

25款県支出金は、普通調整交付金6億645万円や県繰入金945万8,000円を含む6億2,912万7,000円となりました。

40款繰入金6,386万2,000円は、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金です。

以上が歳入の主なものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

5款総務費は2,043万7,000円の支出で、人件費や保険税の徴収業務等の事務費に係る経費を支出しました。

9ページ、10款保険給付費は6億645万円で、前年度と比較して1,014万円の減額となりましたが、1人当たり医療費は46万8,735円で、前年度より2万1,635円の増となりました。これは1件あたりの医療費が増えたことによるものです。

11ページの22款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を滋賀県に支払ったもので、2億1,108万円支出しました。

12ページ、26款保健事業費1,530万9,000円は、健診委託料や人間ドック受診補助等を行いました。また、重症化予防対策として受診勧奨や健康教室、運動教室などを実施いたしました。

13ページ、35款諸支出金1,197万6,000円は、前年度分県支出金の返還金

が主なものでございます。

14ページの財産に関する調書では、国民健康保険財政調整基金は前年度と同様ゼロ円です。

この決算につきましては、8月21日に開催された多賀町国民健康保険運営協議会で承認されておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第69号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第69号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 「認定第70号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第70号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の15ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は8億8,489万5,000円で、歳入決算額は8億8,864万6,390円、歳出決算額は8億7,049万7,039円で、歳入歳出差引残額は1,814万9,351円となりました。

それでは、19ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款介護保険料は1億8,105万9,000円で、令和5年度末の被保険者数は65歳以上の第1号被保険者が2,438人で、現年度分の収納率は99.99%となりました。

15款国庫支出金は、介護給付費国庫負担金や調整交付金等で1億9,676万7,000円となりました。

20ページ、20款支払基金交付金の2億882万1,000円は、おもに40歳から64歳までの第2号被保険者2,199人からの保険料を社会保険診療報酬支払基金を通じて収入したものです。

25款県支出金は先ほどの国庫負担金と同様、介護給付費県負担金等で1億2,382万8,000円となっております。

21ページ、30款繰入金1億3,019万3,000円は、介護給付費や事務費など

一般会計から繰り入れたものです。

歳入についての主なものは以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。5款総務費では、主に人件費と事業計画改定業務委託料など1,487万4,000円を支出しました。

25ページ、10款介護給付費は、歳出全体の9割近くを占める7億7,382万1,000円となりました。前年度より給付費は3.5%増加しました。

27ページが多賀町の独自給付である市町村特別給付、紙おむつ購入費支給事業は458万円となりました。

28ページ、17款地域支援事業費は、ひきこもり等による状態悪化とならないよう事業を実施しました。新たに早期からの認知症予防ための予防教室を実施し、4,472万3,000円の支出となりました。

32ページ、20款基金積立金では、1,035万6,000円を介護保険給付費準備基金積立金に積み立てました。

25款諸支出金2,672万3,000円は、過年度の返還金として支出したものです。

33ページの財産に関する調書では、介護保険給付準備基金に1,035万6,330円を積み立て、令和5年度末現在高は1億80万8,110円となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） 委員外議員ですので、本会議において質問させていただきます。

介護給付費の推移について伺います。介護給付費総額は7億7,382万円で、前年度費3.5%増となっております。その中で特に居宅介護サービスが前年度比7.7%増となっております。一方で、いわゆる施設介護サービス、これが3億2,223万円、0.6%増となっておりますけれども、この点について、居宅介護が増えている。その点についての分析はどのようになっているのか。

そして、施設介護サービス、これがあんまり増えてないと。私、聞いているところによりますとなかなか施設に入りたくても入れないという方もおられるということですので、この点についてどうなのか、簡単に説明をお願いします。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいま山口議員から頂きましたご質問にお答えいたします。居宅介護サービスが増えてきているということにつきましては、本来介護保険事業としまして、在宅サービスを進めていくというようなことが進んできた結果かなというふうに考えています。そして、施設介護がそれほど増えてないということですが、こちらにつきましては、実態としましては、介護施設の方の入所申込者数につきましては、

毎年少なくなっているような現状です。だから、その反面、在宅介護が増えてきているというような結果になっているというふうに分析をしているところでございます。以上です。

○議長（菅森照雄君） 山口久男議員。

○8番（山口久男君） 待機者はどうなんですか。施設に入りたいという方で入れない人です。何人ぐらいおられますか。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えいたします。

手持ちの資料が令和5年の半ばの時点の数字ですが、それを申し上げます。令和5年度の町内の施設のみでございますが、清流の里につきましては12名、ハートフルセンターにつきましては19名というふうになっております。

以上です。待機者の数でございます。

○議長（菅森照雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第70号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第70号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 「認定第71号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第71号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の34ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は1億2,117万2,000円で、歳入決算額は1億2,179万5,626円、歳出決算額は1億2,004万5,230円となり、歳入歳出差引残額は175万396円となりました。

それでは、38ページ、事項別明細書の歳入からご説明いたします。

まず、令和5年度における年間平均被保険者数は1,381人で、うち65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にある方は3人となっております。

歳入の主なものは、5款後期高齢者医療保険料の8,999万9,000円で、現年分収納率は99.9%となりました。

また、15款繰入金では、一般会計より事務費や基盤安定繰入金として3,019万

円を繰り入れました。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

40ページをお願いいたします。5款総務費は、職員1名分の給与や徴収等の事務的経費として662万2,000円を支出いたしました。

10款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰り入れた財政基盤安定分を合わせまして1億1,342万3,000円を広域連合へ納付したものでございます。

なお、令和5年度の医療費の総額は11億4,207万円で、前年より1.4%の減、1人当たりの医療費は82万6,937円で前年より4.5%の減となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第71号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第71号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 「認定第72号 令和5年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第72号 令和5年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の43ページをお願いいたします。

令和5年度の歳入歳出予算総額は701万5,000円、歳入決算額は482万9,215円で、歳出決算額は482万7,276円で、歳入歳出差引残額は1,939円となりました。

それでは、47ページの事項別明細書をお願いいたします。

まず、令和5年度の給付対象者は、高校生8名、短大生1名、大学生11名の合計20名でございます。

歳入の5款財産収入では、株式による配当金24万7,000円、有価証券売却収入231万円、繰入金で、育英基金から227万1,000円を繰り入れ、事業に充当しております。

続きまして、48ページの歳出ですけれども、総務費では、運営委員会の経費等7万2,

000円と有価証券購入費206万7,000円、奨学資金給付費268万8,000円の支出となりました。

49ページの財産に関する調書にありますとおり、育英基金の決算年度末現在高は3,520万7,000円、有価証券は3,191万2,500円となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「認定第72号 令和5年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第72号 令和5年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第72号は認定することに決定しました。

日程第24 「認定第73号 令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」および日程第25 「認定第74号 令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」ならびに日程第26 「認定第75号 令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は一括して説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） まず最初に「認定第73号 令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の50ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は13万5,000円で、歳入決算額は8万8,410円、歳出決算額は7万6,650円となり、歳入歳出差引残額は1万1,760円となりました。

それでは、54ページをお願いいたします。

歳入は、基金利子62円、繰越金は1万8,348円、基金からの繰入金7万円でございます。

55ページの歳出では、議会費で委員報酬を6万6,000円、10款総務費では保険料4,000円、借地料7,000円を支出しました。

56 ページ、財産に関する調書で、当財産区では、前年度と同様、四手と栗栖の山林 2 万 1,467 m<sup>2</sup> を地上権設定し、管理しております。

基金の令和 5 年度末現在高は 300 万 4,000 円でございます。

次に、「認定第 74 号 令和 5 年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

57 ページをお願いします。

歳入歳出予算総額は 122 万 6,000 円で、歳入決算額は 47 万 3,463 円、歳出決算額は 13 万 6,774 円となり、歳入歳出差引残額は 33 万 6,689 円となりました。

それでは、61 ページをお願いします。

歳入の主なものは、前年度繰越金 47 万 3,000 円でございます。

62 ページ、歳出では、議会費で委員報酬 6 万 1,000 円の支出、総務費で報償費 5 万 5,000 円や山林の借地料 2 万 1,000 円を支出しました。

63 ページにありますように、当財産区は萱原と佐目に山林 53 万 1,811 m<sup>2</sup> を地上権設定し、管理しております。びわこ東部森林組合への出資金は 23 万 8,000 円で、基金については繰入れ等はなく、令和 5 年度末現在高は 1,159 万円となっております。

続きまして、「認定第 75 号 令和 5 年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

64 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は 13 万 2,000 円で、歳入決算額は 17 万 4,158 円、歳出決算額は 4 万 9,500 円となり、歳入歳出差引残額は 12 万 4,658 円となりました。

68 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、負担金 5 万 5,000 円と繰越金 11 万 9,000 円でございます。

69 ページの歳出につきましては、総務費より 5 人の委員報酬 5 万円を支出しております。

70 ページにありますように、当財産区は 208 万 2,643 m<sup>2</sup> の山林を所有し、管理しております。びわこ東部森林組合への出資金は 6 万 3,000 円です。

なお、いずれの財産区の決算につきましても、それぞれの財産区管理会で同意を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより 3 案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「認定第 73 号 令和 5 年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決

算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第73号 令和5年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第73号は認定することに決定しました。

次に、「認定第74号 令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第74号 令和5年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第74号は認定することに決定しました。

次に、「認定第75号 令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第75号 令和5年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第75号は認定することに決定しました。

日程第27 「認定第76号 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第76号 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の71ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は654万8,000円で、歳入決算額は619万4,972円、歳出決算額は619万3,972円で、歳入歳出差引残額は1,000円となりました。

それでは、75ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5款財産収入は基金利子2万5,000円、15款繰入金は566万9,000円を基金から繰り入れました。

前年度からの繰越金は50万1,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

76ページをお願いします。

5款総務費の619万4,000円は、主にびわ湖東部中核工業団地内の道路の草刈りおよび樹木剪定作業の委託料です。

77ページの基金ですけれども、年度中に566万9,000円を繰り入れ、令和5年度末現在高は3億2,483万3,804円となっております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第76号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第76号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28 「認定第77号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第77号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の78ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は7,505万円で、歳入決算額は6,903万3,542円、歳出決算額は5,637万2,544円で、歳入歳出差引残額は1,266万3,288円となりました。

令和6年4月1日から地方公営企業法に定める公営企業会計を適用したことにより、令和5年度農業集落排水事業特別会計は令和6年3月31日に打切り決算となり、歳入歳出差引残額は下水道事業会計に引き継いでおります。

令和6年度3月末現在で処理区域人口は408人で人口普及率は5.5%、水洗化人

口は310人で、水洗化率は76%となりました。

それでは、82ページをお願いいたします。

歳入につきましては、県から高度処理維持管理事業補助金51万9,000円や農山漁村地域整備交付金284万7,000円、また、一般会計から5,082万9,000円を繰入れしました。

40款では、農業集落排水使用料として464万5,000円を収入しました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

84ページをお願いいたします。

5款総務費587万6,000円は、主に職員の人件費でございます。

10款事業費は、施設の維持管理費、処理施設の点検費用などに2,154万3,000円を支出しました。

85ページ、公債費は、元金2,267万8,000円と利子627万3,000円の計2,895万1,000円を償還しました。

86ページ、地方債につきましては、令和5年度決算末現在高は2億9,627万2,822円でございます。

地方債の下に一般会計繰入金の用途を記載しておりますのでご確認ください。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第77号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第77号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第29 「認定第78号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について」および日程第30 「認定第79号 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の2案を一括議題とします。

初めに、代表監査委員寺西久和氏より、決算審査の結果の報告を求めます。

寺西監査委員。

〔監査委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員（寺西久和君） 令和5年度水道事業会計、下水道事業会計の決算を審査しました結果についてご報告いたします。

8月8日に、川岸監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました令和5年度の水道事業会計、下水道事業会計決算について監査を実施

しました。

令和5年度の決算報告書、財務諸表、事業報告書および附属明細書について、関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているか、関係帳簿および関係書類との照合等、通常実施すべき審査を実施しました。

審査の結果、決算の計数等に誤りはなく、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているものと認められました。なお、審査結果につきましては、町長宛決算審査意見書を提出しております。

まず水道事業会計ですが、経営状況については損失収支において8,811万円の当年度純利益となっております。これは、昨年度に比べ、使用料収入が減少したが、企業債の元利償還金が増加に伴い、他会計補助金の増加したことが要因となっております。

給水人口は前年度に比べ42人、0.6%減少し、給水戸数は前年度と同数であります。配水量は前年度に比べ、年間、1か月平均とも1.9%減少し、1日平均は2.2%減少しております。

有収水量は前年度に比べ5553 $\text{m}^3$ 、0.4%減少し、有収率は前年度に比べ1.5%増加し、85.5%となっております。

引き続き、老朽管の更新や速やかな漏水調査の実施、発見、修繕を行い、有収率の向上に努められることを望みます。

財政状態については財務の短期流動性を示す流動比率は、前年度および類似団体全国平均より上回っております。これは、純利益が増加したことで、流動資産の現金預金が増加したことが大きな要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は前年度より上回り、改善したが、類似団体全国平均を下回っており、今後もより一層の経営改善に取り組む必要があります。

固定資産対長期資本比率は、前年度および類似団体全国平均より下回り、施設改良等を抑制していることから、減少傾向であります。

施設の利用状況については、施設利用率、負荷率とも前年度より下回り、水道事業経営指標を上回っています。最大稼働率は前年度水道事業経営指標を上回っており、最大稼働率が低いことは過剰投資を示し、100%に近いと安定した給水に問題があることを示しています。

続いて、8月22日に、川岸監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

供給単価と給水原価については、給水原価が昨年度より約16円低くなり、給水原価と供給単価の差が約1円と縮まりました。水道使用料の滞納額について、引き続き、より一層の収納率の向上、給水収益の増収に努められたく望むものであります。

今後も老朽化による施設整備や維持管理に多額の費用が必要となり、企業債の借入れ、

元金償還も増加が予想され、水道事業の経営は依然として厳しい状況が続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

さらに、多賀町水道ビジョンと多賀町水道事業基本計画に基づき、引き続き効率的な施設整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続に向けた取組を進めるとともに、安全、良質、安定した水の供給をお願いするものであります。

次に、下水道事業会計ですが、経営状況については、損失収支においては727万円の当年度純利益となっております。

財務の短期流動性を示す流動比率は前年度より上回り、類似団体全国平均より下回っております。これは、損益勘定留保資金の補てん財源の余剰、純利益が生じたこと等による現金預金の増加額よりも未払金の支払いによる現金預金の減少額が上回ったことが要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は前年度を上回り、類似団体全国平均を下回っております。

固定資産対長期資本比率は新たな施設整備も少なく、前年度類似団体全国平均を下回っております。

業務実績については、処理区域内人口は前年度に比べ12人、0.2%減少し、普及率は前年度に比べ0.4%増加し、91%となっております。

処理区域内水洗化人口は前年度に比べ12人、0.2%減少し、水洗化率は前年度と同様95.7%となっております。

有収水量は、前年度に比べ10万8,824<sup>m</sup><sub>3</sub>、7.6%増加し、有収率は前年度に比べ3.6%減少し、82.3%になっております。

続いて、8月22日に、川岸監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

下水道使用料の滞納額について、引き続き、より一層の収納率の向上、使用料の増収に努められることを望むものであります。

今後も施設整備に要する企業債の借入れや企業債償還があり、依然として厳しい状況が続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

多賀町公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、引き続き効率的な施設整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続により一層取り組まれることをお願いするものであります。

以上で決算審査のご報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 続いて、「認定第78号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について」の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「認定第78号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について」のご説明を申し上げます。

多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、多賀町水道事業会計の利益の処分について、議会の議決をお願いするとともに、令和5年度会計決算は、同法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

それでは、決算書の88ページをお願いします。

経理状況について、水道事業収益は3億9,781万4,000円で、前年度に対し802万5,000円の減となり、水道事業費用は3億105万4,000円で、前年度に対し3,041万6,000円の減となりました。

89ページの資本的収入は5,363万9,000円で、前年度に対し1,659万1,000円の増となり、資本的支出は2億2,330万5,000円で、前年度に対し5,963万8,000円の増となりました。なお、資本的支出に対する不足額1億6,966万7,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

決算書の90ページをお願いいたします。右の表の水道事業損益計算書では、下から4行目の当年度純利益に記載のとおり、8,811万円の黒字となりました。

それでは、次に、収益費用明細書により、主なものを説明させていただきます。

決算書95ページをお願いします。

収益的収支につきましては、損益計算書と整合を図るため、税抜き額での説明とさせていただきますので、説明欄左の列の金額をご確認願います。

収益的収入の水道事業収益の主なものとして、1項1目給水収益では、上水道使用料が2億4,590万6,000円となり、前年度に対し57万7,000円の減となりました。

2項2目他会計補助金では、企業債の償還に充てるため、一般会計から7,597万8,000円を繰り入れ、5目長期前受金戻入では、繰延収益を収益化した額3,749万8,000円を計上しました。

96ページの収益的支出では、水道事業費用の主なものとして、1項1目原水及び浄水費では、浄水処理設備等の保守点検や原水水質検査、取水および送水ポンプの動力費など、各施設を安定して稼働させるため4,547万1,000円の支出になり、前年度に対し1,184万1,000円の減となりました。

98ページの5目減価償却費では、建物、構築物、機械および装置などの固定資産減価償却費用が1億6,397万3,000円となり、前年度に対し303万2,000円の減となりました。

99ページからの資本的収支につきましては、明細書の右から3列目の税込み額での説明といたします。

資本的収入の主なものとして、3項1目企業債では、配水管の布設替事業等に充当するため4,000万円の借入れを行いました。

100ページの資本的支出として、1項1目水道改良費では、105ページから106ページに記載のとおり、舗装本復旧工事および檜崎地区配水管布設替工事や多賀地区配水管布設替工事など全10件の工事請負費のほか、次年度の工事予定箇所に対する設計業務への委託料など合わせ、1億620万7,000円を支出し、前年度に対し5,674万4,000円の増となりました。2項1目企業債償還金では、施設整備等で借入れしたものを合わせて1億1,709万9,000円の元金償還を行い、決算書109ページに記載のとおり、新たに4,000万円を借り入れた結果、令和5年度末残高は25億3,717万6,341円となりました。

決算書112ページをお願いします。

未処分利益剰余金の処分について、令和5年度の純利益を積み増した結果、未処分利益剰余金は16億7,931万9,017円となり、このうち、建設改良積立金へ5,000万円を処分し、繰越利益剰余金を16億2,931万9,017円とするもので、議会の議決によって処分をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第78号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第78号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第30 「認定第79号 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「認定第79号 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、ご説明申し上げます。

令和5年度下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定をお願いするものです。

決算書114ページをお願いします。

収益的収入の下水道事業収益は4億2,049万6,000円で、前年度に対し1,519万5,000円の増となり、収益的支出の下水道事業費用は4億1,174万円で、前年度に対し1,955万2,000円の増となりました。

115ページの資本的収入は1億4,061万3,000円で、前年度に対し742万1,000円の増となり、資本的支出は2億5,856万9,000円で、前年度に対し471万1,000円の増となりました。なお、資本的支出に対する不足額1億1,795万6,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんいたしました。

116ページをお願いします。

右の表の下水道事業損益計算書では、下から4行目の当年度純利益に記載のとおり、727万3,000円の黒字となりました。

それでは、主なものを説明させていただきます。

決算書121ページをお願いします。

収益的収支につきましては、損益計算書と整合を図るため、税抜き額でのご説明とさせていただきますので、説明欄左側の列の金額をご確認願います。

収益的収入の下水道事業収益として、1項1目下水道使用料では2億7,225万4,000円となり、前年度に対し2,389万5,000円の増となりました。

2項2目他会計補助金では、収益的支出に係る一般会計からの繰入金で2,600万円となり、前年度に対し1,500万円の減となりました。

4目長期前受金戻入につきましては、繰延収益の収益化として8,627万3,000円を収益計上しました。

決算書122ページでは、収益的支出の下水道事業費用として、1項1目管渠費では、下水道管渠およびマンホールポンプに係る維持管理費用として2,611万5,000円を支出し、前年度に対し486万9,000円の増となりました。

決算書の123ページの3目流域下水道維持管理負担金では、汚水処理に係る負担金として、一般排水61.6円、特定排水69.1円を立米当たりの単価として1億999万5,000円を支出し、前年度に対し1,299万6,000円の増となりました。

4目減価償却費では、有形固定資産1億8,482万円、無形固定資産2,170万6,000円を費用化しました。

決算書125ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支明細書により、主なものを説明させていただきます。資本的収支につきましては、明細書の右から3列目の税込み額でご確認ください。

資本的収入では、第1項1目企業債につきましては、中川原地区雨水排水整備事業に係る企業債、流域下水道建設費負担金に係る企業債、資本費平準化債の合計8,020万円を新たに借り入れております。

2項1目他会計出資金につきましては、資本的支出に対する繰入金として4,685

万9,000円を一般会計から繰り入れました。

最後に、決算書ですけども、126ページをお願いします。

資本的支出では、第1項2目管渠整備事業につきまして、管渠設計委託料および中川原地区の雨水排水整備に対する工事請負費1,686万1,000円を支出しました。

3目流域下水道建設費負担金につきましては、前年度に対し43万3,000円増の1,299万7,000円を支出いたしました。

第2項1目企業債償還金では2億2,828万1,000円の元金償還を行い、131ページに記載のとおり、期末残高20億1,033万7,128円となりました。

未処理分につきましては、135ページをお願いします。

未処分の利益剰余金の処分につきましては、令和5年度の純利益を積み増しした結果、未処分利益剰余金は3,625万6,942円となり、多賀町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づき、減債積立金へ100万円積み立て、繰越利益剰余金を3,525万6,942円とするものです。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第79号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

次に、先ほど「認定第70号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑の中で、山口議員の質問に対する福祉保健課長の答弁に訂正があるとの申出がありましたので、これを許可します。

林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 先ほど山口議員の施設待機者についてのご質問に答弁させていただきました内容に間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

先ほど答弁をさせていただいた数字につきましては、令和2年度分の数字と取り違えをしておりました。令和5年度の町内の施設の待機者につきましては、清流の里5名、犬上ハートフルセンター8名でございます。

以上のように訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、再開は9月4日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午後　2時10分　散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 川 岸 真 喜

多賀町議会議員 木 下 茂 樹